安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
(血液製剤代替医薬品等の範囲)	(血液製剤代替医薬品等の範囲)
第二条 法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働	第二条 法第九条第二項第二号及び法第二十五条第一項の厚生労働
省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品と	省令で定める医薬品又は再生医療等製品は、次に掲げる医薬品と
する。	する。
一 遺伝子組換え活性型血液凝固第111因子	一 遺伝子組換え活性型血液凝固第111因子
二 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅲ因子	二 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅲ因子
三 遺伝子組換え型血液凝固第1X因子	三 遺伝子組換え型血液凝固第1X因子
四 遺伝子組換え型血液凝固第三因子	(新設)
五 遺伝子組換え型人血清アルブミン	四 遺伝子組換え型人血清アルブミン